

平成 29 年度  
植物品種等海外流出防止  
総合対策事業

# 台湾における 植物品種保護出願マニュアル

平成 30 年 3 月

植物品種等海外流出防止総合対策コンソーシアム

## はしがき

我が国で育成された優良な品種は、日本の農産物の強みの一つであり、海外市場でも高い評価を得ています。一方、近年優良な品種が無許諾のまま他国に持ち出され、生産されている事例が少なくありません。しかしながら、これまで一部の民間企業を除き海外で権利取得をしていなかったため、海外での無許諾生産を差し止めることができない事態となっていました。このような事態を招いている要因としては、主として海外での権利取得の方法が浸透していなかったこと、権利取得のための費用の問題が挙げられます。

そこで、平成 29 年度予算で措置された植物品種等海外流出防止総合対策事業では、権利取得のための費用の支援とともに、海外での権利取得についてのマニュアルの作成を行うことになりました。

マニュアルは、実際に対象国を訪問して関係当局への聴き取り調査や資料収集を行い、得られた情報をもとに作成しました。調査にご協力いただいた関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

なお、一部の法令等の翻訳については、専門家の校閲を受けたものではありませんのでご承知おき下さい。また時間的な制約から、お届けしたマニュアルについては不十分な点もあるかと思えます。さらに今後新たな情報が入れば手直しも必要になってくると思います。これらについては、最新のものを入手次第当協会のホームページで閲覧できるように考えておりますので、そちらもご利用下さい。

本マニュアルが海外での権利取得の促進に寄与することを期待しております。

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会  
理事長 吉田 岳志

## 目次

	頁
<b>第1 台湾の植物新品種保護制度の概要</b>	<b>1</b>
1 はじめに（沿革）	1
2 制度概要	1
(1) 概要	1
(2) 関係法令	2
3 関係組織	2
(1) 中央主管機関	2
(2) 審査機関	2
(3) D U S 試験の試験機関	2
4 出願・登録の状況等	5
(1) 出願・登録の件数	5
(2) 作物別	6
(3) 出願者別	7
<b>第2 品種保護出願の手続</b>	<b>9</b>
1 はじめに	9
2 費用	10
3 保護対象植物	11
4 具体的な手続	17
(1) 出願者・代理人	17
(2) 品種登録の要件	18
(3) 品種登録の出願に当たって必要となる書類	19
(4) D U S 試験	21
(5) 登録・拒絶	24
<b>第3 権利保護</b>	<b>25</b>
1 仮保護	25
2 品種権	25
(1) 内容	25
(2) 品種権の及ばない範囲	25
(3) 権利侵害への対応	26
3 その他の制度	27

<b>第4</b>	<b>まとめ</b>	<b>29</b>
1	出願検討段階の確認・留意事項	29
2	出願準備段階の確認・留意事項	29
3	出願後の確認・留意事項	30
<b>第5</b>	<b>添付資料</b>	<b>31</b>
①	植物品種及び種苗法	31
②	植物品種及び種苗法施行細則	45
③	品種権申請書	51
④	品種権申請書記入例（ドリテノプシス）	54
⑤	品種説明書	57
⑥	品種説明書記入例（ドリテノプシス）	60
⑦	適用検定方法及び調査表	84
⑧	コチョウラン品種試験検定方法	90
⑨	キンカン品種試験検定方法	120
⑩	不結球白菜の新品種特性試験検定の注意事項	133
⑪	申請注意事項	136
⑫	植物品種権申請案審査フロー図	138